

平成29年度第1回八雲町地域自立支援協議会

と き：平成29年7月5日（水）13：30

ところ：シルバープラザ第1・2会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 自己紹介

4. 役員の選任について

委員長：

副委員長：

5. 報告事項

(1) 協議会委員からの報告

① 大内委員（NPO法人やくも元気村）

② 羽二生委員（株北海道親育ち研究所） 3～5ページ

(2) 平成28年度優先調達実績、平成29年度優先調達方針について

. 6～9ページ

(3) 八雲町特別支援教育連携協議会の取組 10～13ページ

6. 議題

(1) 平成29年度の取り組みについて 14ページ

(2) 第4期八雲町障害福祉計画の進捗状況について 15～29ページ

(3) 第5期八雲町障害福祉計画および第1期八雲町障害児福祉計画
の策定について 30～32ページ

- (4) 道南しょうがい者就業・生活支援センター「すてっぷ」の
協議会へのオブザーバー参加について 33～35 ページ

7. その他

- ・『障がい者のしおり』の配布について

8. 閉会

視覚からの伝達



日にちや、今日の予定、時間、声の大きさ、目標など、常に目で見えてわかるようにしています。視覚からの情報伝達の方が得意な子や、告知がないと、次の行動に移りにくい子が多いのでこのような工夫が必要になります。



子どもたち一人ひとりのロッカーや靴箱には、読み書きが苦手な子や、未就学児が見てわかるように、写真とひらがなで書いた名前を付けています。特に視覚からの情報を得意とする子には、個人専用のスケジュールを作成し、より一日の流れを明確化することにより、困り感を軽減し落ち着いて安心して生活できるようにします。



そして、何より「失敗」の体験を少しでも減らし、「成功体験」を増やすことにより、自己肯定感や自己重要感を満たすという、manaの目的を達成させる為の重要な取り組みとなっています。



興味を引く物が多ければ多いほど注意が散漫になり、一つのことに集中することが難しくなってしまう子が多いため、玩具は基本的に片付けてあるので、必要な玩具をカードをとって表現できるようにしてあります。

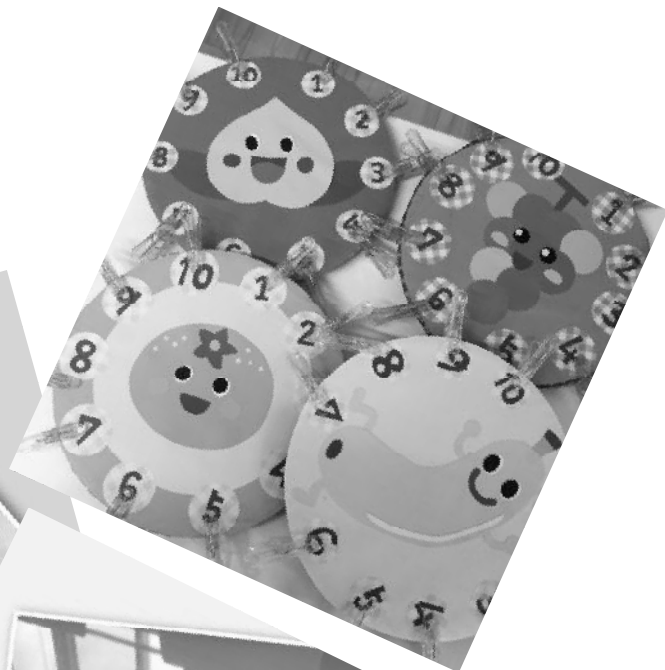
手先から五感を鍛える



いつでも色々な物を触って感触を楽しんだり、感じたりできるようにしています。

また、指先を使う玩具をスタッフが手作りをして揃えています。玩具からも愛情を感じてくれたらな…と、願いを込めて。

これらにより感覚神経を発達させ、知的な脳の発達を促すことにより、しなやかな五感を育むことを目的としています。



行事を通して外部との接触を



図書館やパノラマパーク、カラオケボックス
各公園や児童館、100円ショップ等々
八雲町には素晴らしい施設がたくさんあります
ので、天気や学校の時間割等と相談し、出来る
限り外へ連れ出して社会との心地よい接触の経
験をさせます。

また、毎週定期的にピアノ講師やバレエ講師を
招いてプロの指導をもとに音楽遊びや体幹トレ
ーニングを実施しています。馴れ合いになった
指導員ではなく、外部の講師に触れ合い挨拶や
多少の礼儀も学べる機会を設けます。

平成 28 年度優先調達実績、平成 29 年度優先調達方針について

平成 29 年 7 月

保 健 福 祉 課

1 障害者優先調達推進法について

平成 25 年 4 月 1 日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行された。同法は、国や地方公共団体などが障がい者就労施設等から優先的、積極的に物品や役務を調達することで、障がい者に支払われる工賃水準の維持・向上につなげ、間接的に障がい者の経済的自立を支援することを目的とする。

具体的には、年度当初にその年度において障害者就労施設等からの調達の目標を決め、公表し、年度末以降に調達実績を公表する。

年度当初	年度中	年度末以降
調達方針の作成 および公表	⇒ 調 達 ⇒	調達実績の公表

2 八雲町の優先調達方針および実績

八雲町では、平成 26 年度から優先調達方針の作成および実績の公表を行っており、各年度の状況は下表のとおり。

年 度	調達方針	調達実績
平成 26 年度	100,000 円	194,090 円
平成 27 年度	100,000 円	268,079 円
平成 28 年度	100,000 円	266,228 円
平成 29 年度	100,000 円	

【参考】 町内の障害者就労施設等

- ・八雲シンフォニー（就労継続支援 B 型事業所）
- ・きずなファーム（就労継続支援 B 型事業所）
- ・かつら共同作業所（就労継続支援 B 型事業所）

平成28年度 八雲町における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

平成 29 年 5 月 19 日 八雲町保健福祉課障がい者福祉係

調 達 先	物品										役務										合計 (物品+役務)		うち 随意 契約						
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営						⑥ その他の役務		役務計		
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所							4	42,000	4	42,000	1	10,000				1	197,640				15	16,588	17	224,228	21	266,228	21	266,228	
共同受注窓口									0	0													0	0	0	0			
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体									0	0														0	0	0	0		
計	0	0	0	0	0	0	4	42,000	4	42,000	1	10,000	0	0	1	197,640	0	0	0	0	15	16,588	17	224,228	21	266,228	21	266,228	

平成 29 年度八雲町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、八雲町（以下「町」という。）における、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

本調達方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本調達方針は、八雲町の全ての組織に適用するものとする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

町において調達の対象となる障がい者就労施設等は、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する障がい者就労施設等のうち、八雲町内を所在地とする障がい者就労施設等とする。

5 調達する物品等

町が契約によって調達する物品および役務（以下「物品等」という。）のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 物品等の調達目標

平成 29 年度の調達目標を、100 千円とする。

7 物品等の調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、以下の取組みを行う。

(1) 庁内各部署での取組み

庁内各部署では、法の趣旨を理解し、物品等の調達に際し障がい者就労施設等からの調達に努める。

(2) 調達の推進に必要な情報提供

障がい者就労施設等から供給可能な物品等についての情報を収集し、庁内各部署への情報提供を行う。

(3) 調達発注における配慮

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、以下の点についても配慮する。

ア 障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量の設定に配慮する。

イ 障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対し十分な説明に努める。

8 物品等の調達における契約

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

9 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本調達方針は、法第 9 条第 3 項の規定に基づき町ホームページ等により、速やかに公表する。

(2) 調達実績については法第 9 条第 5 項の規定に基づき、取りまとめ次第速やかに公表する。

「八雲町特別支援教育連携協議会の取組」 ～支援の連携をつなげるためにできること～



1 はじめに（概略）

平成23年5月20日に「八雲町特別支援教育連携協議会」（以下、「協議会」とする。）を設置し、関係機関との交流を図り、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する支援のための連携強化と特別支援教育の充実に努めることを目的とし発足。

平成29年度は、31施設、49名体制で活動。

八雲町特別支援教育連携協議会構成

	施設数	委員数
小学校	8	14
中学校	4	7
高校	1	1
幼稚園	2	3
保育園	7	7
関係機関	9	17
計	31	49

2 これまでの取組

(1)「育ちと学びの応援ファイル（個別の教育支援計画）」 (以下「ファイル」とする。)の作成

協議会発足当時、八雲町には、特別な支援を必要とする子どもたちがたくさんいる実態がありながらも、個別の教育支援計画も療育カルテもなく、支援の連携が繋がらないため、ひとりでも多くの障がいを持つ子どもたちやその保護者のために、八雲町の地域性にあったファイルの作成に取り組むことを決定。

函館市や北斗市、七飯町で現在活用している療育カルテをベースに作成。



～八雲町の「育ちと学びの応援ファイル（個別の教育支援計画）」の特徴～

- ・保護者や本人の願いが込められている。
- ・「幼・小・中・高」全てで取り組むことができる。
- ・適切なかかわり方を共有できる。
- ・個別の教育支援計画と療育カルテが一体化している。



平成26年度からは、「社会シート」や「医療シート」が追加され、育ちと学びの応援ファイル「カラフル」として、個別の教育支援計画から個別の支援計画へとバージョンアップ。協議会で作成し、活用しているファイルをそのまま活かした形で住民生活課に引き継ぎ、町全体で取り組む事業へと発展。

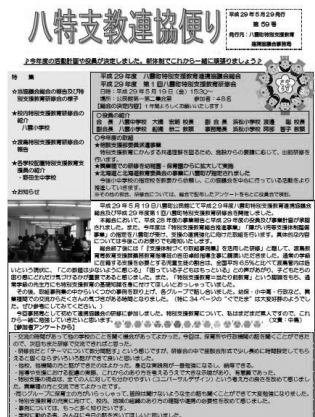


(2)「お便りの発行」

平成24年7月26日の第1号から毎月発行し、平成29年5月29日までに第59号を発行。

お便りはA4両面で、①講演会・研修会・学習会の感想や内容の紹介②学校や幼稚園等での先進的な取組の紹介③当事者や保護者の声④特別支援教育コーディネーターや支援員の紹介⑤各種講演会の予定等を掲載。

紙面の最大の特徴は、原稿作成に全ての施設が携わり、事務局だけで作成する紙面ではなく、「みんなで作る紙面」という意識を持ってもらうことで、自分も参加しているひとりとして大きな役割を果たしていると実感を持たせることができる。経験年数に



かわらず、「みんなで作成し、みんなに読んでもらうお便り」を目指している。当初は、協議会委員だけに原稿を依頼していたが、現在はそれ以外の構成施設職員も協力し、連携の輪が広がっている。

(3)「講演会・研修・学習会」の開催



①講演会・研修会

協議会が主催するものは、年2～3回実施。

渡島教育局や道立特別支援教育センター、渡島圏域障がい者総合センター「めい」などから講師を派遣してもらい、現在は北海道教育大学や八雲高校、八雲養護学校など多方面の協力を得て実施。

町内（協議会）だけではなく、渡島北部・檜山圏域のエリア研修も実施。（別紙チラシ）

②学習会

平成26年度から、協議会の専門委員2～4名を各学校の校内特別支援教育研修へ講師として派遣。普段講演会や研修会に参加できない通常学級の教員等にも共通認識を持ってもらえるよう理解の促進を図るとともに学校全体で支援体制を構築することを目指す。

年間1～3回程度、学校の要請に応じて対応。

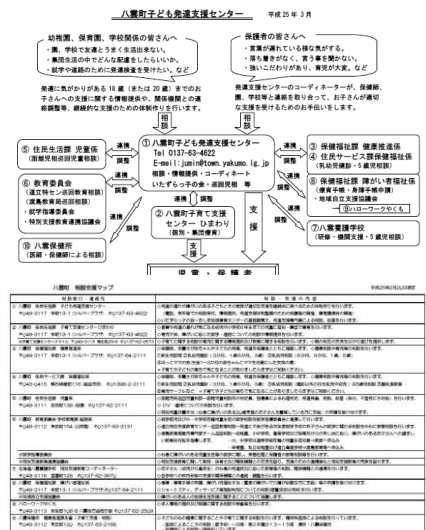
今年度は小学校のほか、幼稚園・保育園でも開催予定。



(4)「八雲町支援マップ」の作成

平成24年度協議会で、町内の支援マップを作成。転勤してきた教諭や保護者から相談を受けた際、「町内のどの施設を紹介していいのかわからない」との意見があり、協議会の行政施設が中心となり相談施設の役割やフローチャートを作成。

現在は、住民生活課で毎年作成し、子ども発達支援センターが中心となり、学校や保育園・幼稚園など関係機関や保護者へ周知を行っている。



(5) その他の取組

①情報発信

協議会が主催の講演会・研修会だけではなく、町内外の他団体が主催する講演会等の情報を事務局（教育委員会）で収集し、お便りやメール等で各施設に情報発信。

特別支援教育を学ぶ機会が増え、参加者も多くの情報の中から自分が興味・関心のある講演会や研修会を選択。

②「町内各学校の参観カレンダー」を作成・周知

年度当初のお便りで「町内各学校の参観カレンダー」を作成・周知することで、協議会の構成施設で情報共有ができ、学校教諭、幼稚園・保育園、行政関係職員等が参観できる機会が増えている。



4 新たな試み

①地域の八雲高等学校との連携強化

幼稚園・保育園から高校までの支援の連携体制を構築するため、昨年度から本格的に高校との連携を強化。

昨年度は、八雲高校の校長を講師に研修会を2回実施。本年度も継続実施。

八雲高校の生徒を対象としたピア・サポート（体験型）学習の場に協議会も参加する予定。（8月～検討中）



5 高校・高等養護学校卒業後への橋渡し

①今年度から正式に保健福祉課障がい者福祉係が協議会構成委員へ。

②教育委員会が八雲町自立支援協議会に参加。

教育⇒福祉へバトンをつなげる



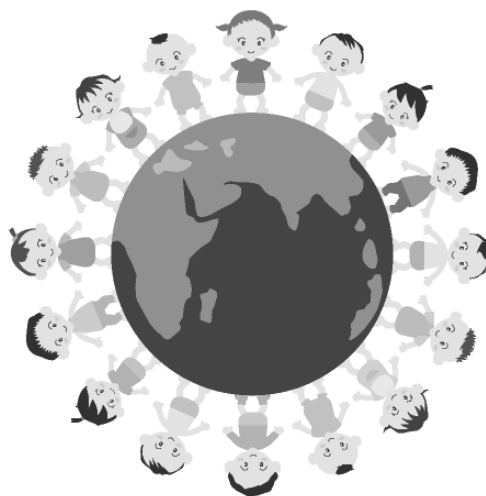
6 おわりに

今年度、道の障がい児等支援体制整備事業と道教委の特別支援教育総合推進事業「発達障がい支援成果普及事業」の推進地域に八雲町が指定をされました。

保健・福祉と教育との連携により、発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする子どもとその保護者への一貫した支援体制を整備するため、協議会が中心となってこれからも「つなげる・ひろがる・つづける」支援活動を行います。

平成29年7月

八雲町教育委員会学校教育課



特別な教育的ニーズに対応する人材育成のための情報支援
— 支援教材とICT を活用した情報提供 —

北海道教育大学 特別支援教育プロジェクト

ほくとくネット



道南地域における現職教員研修プログラム (発達障害児への理解と支援)

日時

2017年7月22日(土) 10:00~12:30

会場

八雲町ふれあい交流センターくまいし館

参加費

無料(どなたでもご参加いただけます)

共催

八雲町教育委員会/八雲町特別支援教育連携協議会
北海道教育大学函館校
北海道特別支援教育学会道南支部

研修プログラム内容(担当者) 各45分

■発達障害児の理解

北村博幸
(函館校教授)

■発達障害児への具体的支援

五十嵐靖夫
(函館校教授)

■通常学級における合理的配慮に基づく発達支援

細谷一博
(函館校准教授)

※ご不明な点は下記にお問い合わせください

〒040-8567 函館市八幡町1-2 北海道教育大学函館校

細谷一博(地域教育専攻)

TEL/FAX 0138-44-4279(直通)

E-MAIL hosoya.kazuhiro@h.hokkyodai.ac.jp

平成29年度の取り組みについて

平成29年7月

保健福祉課

1 第5期八雲町障害福祉計画および第1期八雲町障害児福祉計画の策定

平成30年度から平成32年度を計画期間として、第5期八雲町障害福祉計画および第1期八雲町障害児福祉計画を策定する。

※詳細は、議題（3）にて説明。

2 障がい児等支援連携体制整備事業

- (1) 事業主体 北海道（渡島総合振興局）
- (2) 目的 教育と福祉の連携強化
- (3) 内容 北海道から八雲町が平成29年度の「推進地域」に指定されたことを受け、教育と福祉の連携強化のための取り組みを実施する。

3 理解促進研修・啓発事業の実施

- (1) 目的 障がい者に対する「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深める
- (2) テーマ 障がい者の就労を考える
- (3) 時期 未定

第4期八雲町障害福祉計画の進捗状況について

平成29年7月

保健福祉課

1 障害福祉計画について

「障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条において市町村が定めることとされており、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指すうえでのサービス提供の基本方向を示すことを目的とした計画。八雲町では平成27年3月に第4期八雲町障害福祉計画を策定しており、計画期間は平成27年4月から平成30年3月までとしています。

2 障害福祉サービスの支給量の見込みと実績

2-1 日中活動系サービス

(1) 療養介護

【主な対象者】 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、次のいずれかに該当する障がい者

① ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており区分6の人

② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人で区分5以上の人

【実施内容】 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

(単位：人)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	7	7	7	8	8	8
	実績	7	8	8	8	7	

(2) 生活介護

【主な対象者】地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等が支援な人で、次のいずれかに該当する障がい者

- ① 区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上
- ② 50歳以上の場合は、区分2以上（施設入所は区分3以上）

【実施内容】地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	56	46	39	53	53	53
	実績	62	56	55	57	53	
利用日数	計画	1,232	1,012	858	1,113	1,113	1,113
	実績	1,406	1,234	1,185	1,256	1,205	

(3) 自立訓練（機能訓練）

【主な対象者】地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者

- ① 入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- ② 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

【実施内容】地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	1	2	3	1	2	3
	実績	0	0	0	0	0	
利用日数	計画	22	44	66	21	42	63
	実績	0	0	0	0	0	

(4) 自立訓練（生活訓練）

【主な対象者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

- ① 入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- ② 特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

【実施内容】 地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	2	5	7	2	3	4
	実績	0	0	1	1	1	
利用日数	計画	44	110	154	42	63	84
	実績	0	0	21	23	23	

(5) 宿泊型自立訓練

【主な対象者】 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰

宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。

【実施内容】居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	0	0	0	1	1	
利用日数	計画	-	-	-	30	30	30
	実績	0	0	0	31	31	

※第3期計画では、宿泊型自立訓練を自立訓練（生活訓練）に含んでいたため、計画値を「-」とした。

(6) 就労移行支援

【主な対象者】就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人

【実施内容】生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	4	5	7	1	1	2
	実績	0	0	1	2	2	
利用日数	計画	88	110	154	21	21	42
	実績	0	0	21	45	46	

(7) 就労継続支援A型

【主な対象者】 企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）

- ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③ 就労経験のある人で、現在雇用関係がない人

【実施内容】 生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	2	4	6	1	1	1
	実績	1	1	1	5	6	
利用日数	計画	44	88	132	21	21	21
	実績	23	21	22	115	138	

(8) 就労継続支援B型

【主な対象者】 就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人

- ④ 就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人
- ⑤ 就労移行支援を利用したが、B型の利用が適当と判断された人
- ⑥ 上記に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者

【実施内容】 生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	38	41	46	53	58	63
	実績	39	51	52	74	76	
利用日数	計画	836	902	1,012	1,113	1,218	1,323
	実績	800	999	1,014	1,493	1,521	

(9) 短期入所

【主な対象者】居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人

【実施内容】障がい者支援施設、児童福祉施設その他の施設で、短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	2	2	2	1	1	1
	実績	0	0	1	0	0	
利用日数	計画	14	14	14	7	7	7
	実績	0	0	7	0	0	

2-2 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

【主な対象者】身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者。

【実施内容】地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

(単位：人)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	32	40	54	39	44	49
	実績	33	39	39	57	61	
町内における 整備見込量	計画	-	-	-	20	20	20
	実績	7	14	14	25	25	

※平成26年4月から共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)が一元化されているため、H24およびH25の数値は両制度の合算値としている。

(2) 施設入所支援

【主な対象者】

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上)
- ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人

【実施内容】施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(単位：人、人日/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	59	53	49	49	48	46
	実績	59	53	50	48	47	

2-3 訪問系サービス

(1) 居宅介護(ホームヘルプ)

【主な対象者】障害支援区分1以上(障がい児にあっては、これに相当する心身の状態)である人

【実施内容】 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 重度訪問介護

【主な対象者】 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（区分4以上）。重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする人。

【実施内容】 居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

(3) 同行援護

【主な対象者】 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である人

【実施内容】 外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

(4) 行動援護

【主な対象者】 知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（区分3以上）で、区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である人

【実施内容】 障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

【主な対象者】 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人

① 四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、

- ・ A L S 患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者
- ・ 最重度の知的障がい者

② 区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11 項目）等の合計点数が 8 点以上である人

【実施内容】 居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

(単位：人、時間/月)

		第 3 期計画			第 4 期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	14	16	18	20	23	26
	実績	13	15	18	14	15	
利用時間数	計画	152	168	184	260	299	338
	実績	179.25	192.5	247.75	242.00	192.25	

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計。ただし、居宅介護のうち通院等乗降介助は 1 回を 1 時間として合算した。

2-4 相談支援

(1) 計画相談支援

【主な対象者】 障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がいのある人。障害福祉サービスを利用する 18 歳未満の障がいのある人。

【実施内容】 サービス利用支援は障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等

を行います。継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

(単位：人)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	2	8	16	120	95	100
	実績	0	0	8	136	18	

3 地域生活支援事業の支給量の見込みと実績

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施状況	計画		-	-	実施	実施	実施
	実績		実施	実施	実施	実施	

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業。平成25年4月に新たに追加されました。

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施状況	計画		-	-	実施	実施	実施
	実績		未実施	未実施	未実施	未実施	

(3) 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(単位：箇所)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施箇所数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

(単位：人)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施状況または 利用者数	計画	実施	実施	実施	1	1	1
	実績	実施	実施	実施	0	0	

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の人の意思疎通を支援します。

(単位：人)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	

(6) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

(単位：件)

			第3期計画			第4期計画		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用 件数	介護・訓練	計画	2	2	2	15	15	15
	支援用具	実績	4	6	18	0	0	
	自立生活	計画	2	2	2	5	5	5
	支援用具	実績	3	9	3	10	5	
	在宅療養等	計画	2	2	2	5	5	5
	支援用具	実績	4	2	3	4	0	
	情報・意思	計画	3	3	3	5	5	5
	疎通支援用具	実績	2	8	8	7	1	
	排泄管理	計画	327	327	327	300	325	350
	支援用具	実績	401	325	302	369	405	
居宅生活動作	計画	1	1	1	3	3	3	
補助用具	実績	1	2	3	4	3		

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業。平成25年4月に追加されました。

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施状況	計画		-	-	実施	実施	実施
	実績		未実施	未実施	未実施	未実施	

(8) 市民後見人等育成・研修事業

市民後見人等としての業務を適正に担う人材を育成することを目的とした事業で、地域生活支援事業として平成25年4月に追加されました。

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施状況	計画		-	-	実施	実施	実施
	実績		未実施	未実施	未実施	未実施	

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(単位：人/年、時間/年)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	3	0	0	0	0	
利用時間数	計画	132	132	132	52	52	52
	実績	13	0	0	0	0	

(10) 地域活動支援センター

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など、地域の実情に応じた支援を行います。

(単位：箇所、人/月)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施箇所数	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	
利用者数	計画	25	25	36	20	20	20
	実績	19	19	19	19	0	

(11) 自動車改造助成事業

身体に障がいのある人の社会参加を目的として、障がい者が所有し運転する自動車のハンドル、ウィンカーなどの改造に要する費用の一部を助成します。(助成額の上限10万円)

(単位：人/年)

		第3期計画			第4期計画		
		H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数	計画	2	2	3	2	2	2
	実績	0	1	0	2	1	

第5期八雲町障害福祉計画および 第1期八雲町障害児福祉計画の策定について

平成29年7月

保健福祉課

I 障害福祉計画について

1 障害福祉計画とは

- 障害福祉計画とは、障害者総合支援法第88条において市町村が策定することが義務付けられている。
- 平成27年3月に策定した第4期八雲町障害福祉計画は、計画期間を平成27年度から平成29年度までとしていることから、第5期計画は平成30年度から平成32年度を計画期間として、平成30年3月に策定することを予定している。
- 計画策定の目的は、「障がいをもつ方が八雲町で安心して暮らすことができるよう、サービスや支援の体制を整備する方針を定める」こと。
- 平成29年3月に国が示した「障害福祉サービスおよび相談支援並びに市町村および都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定する。

2 計画に盛り込む内容

計画に盛り込むべき内容は基本指針に示されている。具体的には次のとおり。

(1) 地域生活支援拠点の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、各圏域または市町村に地域生活支援拠点を整備することが厚生労働省の方針とされている。なお、地域生活支援拠点とは具体的には、①居住支援機能、②相談支援機能、③体験の機会・場の提供、④緊急時の受け入れ・対応、⑤専門性の確保、⑥地域の体制づくり、を1か所で又は面的に整備することとされている。

(2) 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策

障害福祉サービスについて、平成30年度から平成32年度までの見込み量と、その見込みに対応するための提供体制の確保方策を盛り込む。

(3) 地域生活支援事業の種類ごとの見込み量及び確保の方策

地位生活支援事業について、平成 30 年度から平成 32 年度までの見込み量と、その見込みに対応するための提供体制の確保方策を盛り込む。

II 障害児福祉計画について

1 障害児福祉計画とは

- 障害児福祉計画は、平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により市町村・都道府県に策定が義務付けられた。
- 第 1 期は、目標設定が平成 32 年度末、計画期間が平成 30 年度から平成 32 年度までとされており、障害福祉計画と一致。
- 国が示した「障害福祉サービスおよび相談支援並びに市町村および都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定する。

2 計画に盛り込む内容

計画に盛り込むべき内容は基本指針に示されている。具体的には次のとおり。

① 児童発達支援センターの設置

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置する（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域で設置）。

② 保育所等訪問支援の充実

平成 32 年度末までに、全市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

③ 主に重症心身障害児を支援する通所事業所の確保

平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域で確保）。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける（単独での設置が困難な場合には、

都道府県が関与した上で、圏域で設置)。

⑤ 各サービスの見込み量及び確保の方策

次の6つのサービスについて、平成30年度から平成32年度までの見込み量と、その見込みに対応するための提供体制の確保方策を盛り込む。

- 児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 障害児相談支援

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

Ⅲ 両計画の共通部分

1 関連する他の計画

- 八雲町総合計画（H30～H39）
- 第3次八雲町障害者計画（H27～H32）
- 八雲町子ども・子育て支援事業計画（H27～H31）

2 策定方法

国が示した基本指針自体が障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に作成されていることから、両計画は一体的に策定することとし、表紙に両計画の名称を併記し、1冊に編成する。

3 策定スケジュール

平成29年12月	八雲町地域自立支援協議会に計画案を提示 文教厚生常任委員会に計画案を提示
平成30年1～2月	パブリックコメントを実施
平成30年3月末	計画確定

道南しょうがい者就業・生活支援センター「すてっぷ」の 協議会へのオブザーバー参加について

平成 29 年 7 月

保 健 福 祉 課

1 障害者就業・生活支援センターについて

「障害者就業・生活支援センター」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第 27 条に規定された機関で、都道府県が指定する。

障がい者からの就労などに関する相談を受け、ハローワーク、就労支援事業所、就労先、市町村などと連携し、障がい者の就職および就職後のフォローを行う。

通称「なかぼつセンター」と呼ばれる。

2 「すてっぷ」について

道南しょうがい者就業・生活支援センターすてっぷは、社会福祉法人侑愛会が運営する障害者就業・生活支援センター。平成 26 年度まで函館・北斗・七飯を主なフィールドとして活動してきたが、平成 27 年度から八雲・森・今金での活動を本格化させることとなった。

平成 27 年度には、町内の就労継続支援 B 型の利用者 2 名を一般就労へつないだ。

また、平成 29 年度からは八雲町において就労に関する巡回相談を年 2 回実施いただくとともに、八雲町内の就労支援事業所が一堂に会す「八雲町障がい者就労支援機関連絡会」を主催する。

なお、以前より町主催の講演会の講師についても、務めていただいている。

3 すてっぷの協議会へのオブザーバー参加について

「すてっぷ」および北海道より障害者就業・生活支援センターの協議会への参画について要請があり、次回から協議会へオブザーバー参加としたい。